○経済産業省告示第三十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
208809	平林　謙一	209634	八木　一郎
210980	地家　俊博	212085	中村　克之
213730	春日　丈実	213746	文川　実
401170	勝田　篤		

○経済産業省告示第三十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
209719	杉本　收

○経済産業省告示第三十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5202	株式会社銀座伊勢由	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目五番五号	平成二十五年十二月三十日から平成二十六年十二月二十九日まで
5203	株式会社セラミカ	島根県大田市大森町イ一千六百八十八番地二	平成二十六年一月十四日から平成二十七年一月十三日まで
5204	愛媛東予養鶏農業協同組合	愛媛県西条市楠甲二百四十二番地	平成二十六年一月二十一日から平成二十七年一月二十日まで

○経済産業省告示第三十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
401724	渡邊　隆

○経済産業省告示第三十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年二月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
401725	田中　真樹
406246	橋川　善之
406252	山田　俊郎

○国土交通省告示第百四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年二月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5201号	コンテナ（その他の型のもの）　NS40－IC 0901－R1	日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目14番22号

○国土交通省告示第百四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年二月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F－515号	表面仕上材（上張り材）　キョーライトN	株式会社キョーデック	京都府京都市下京区中堂寺庄ノ内町39番地

○海上保安庁告示第二十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中

「PC 60 みのお
PC 72 うらゆき
PC 76 まきぐも
PC 77 はまづき
PC 78 いそづき
PC 79 しまなみ
PC 80 ゆうづき」

を「PC 60 みのお」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月十一日から施行する。

○海上保安庁告示第二十六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二